

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、Aに所在していたB会社（廃止事業場）を最終事業場として離職するまでの昭和〇年から平成〇年まで、坑夫として粉じん作業に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日付けで労働基準局長からじん肺管理区分「管理3ロ、PR3、合併症は続発性気管支炎、療養要」の決定を受け、主にC病院において療養し、平成〇年〇月に人工呼吸器管理となり、同病院に入院中であつたところ、平成〇年〇月〇日から乏尿状態となり、同月〇日、同病院において死亡した。死亡診断書には、直接死因「敗血症」、直接には死因に関係しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等「じん肺症」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 被災者の死亡原因について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書及び同年〇月〇日作成の審理調書において、「被災者には、腎臓、尿路での結石が確認されていることが診療録等で確認される。尿路に閉塞機転がある場合、尿路感染からの敗血症発症は、しばしば経験される所であり、本例の敗血症の原因は、尿路感染であった可能性が高いと推定される。敗血症発症時の胸部X線写真の陰影は、以前の陰影と大差なく、こうした経過からみると、敗血症にじん肺が関与したとは考えにくい。」旨の意見を述べ、E医師は、同年〇月〇日付けの意見書において、「直接死因である敗血症の原因となるような重篤な呼吸器感染症は存在しない。じん肺及びじん肺併発疾病と敗血症の原因となるような尿路感染症との因果関係は認められない。」旨の意見を述べている。さらに、F医師も、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、「尿路結石の存在及び高齢であることが尿路感染症の誘因になったと考えられる。高齢者で尿路結石に続発した尿路感染症の場合、敗血症を続発し致死状況に至ることはしばしばあるので、尿路感染症が発症して敗血症を続発し致死状況に至ったという事に矛盾はないと考える。医学的にじん肺発症と尿路結石発症の因果関係はいわれていない。」旨の意見を述べている。
- (2) これに対し、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書及び平成〇年〇月〇日作成の審理調書において、「被災者の直接死因である敗血症の感染部位は呼吸器又は尿路と考えられ、じん肺症の悪化による慢性呼吸不全も併存したことを考慮し、直接死因の傷病経過に影響を及ぼしたと判断した。被災者は慢性呼吸

不全で人工呼吸器から離脱できない状態であり、こうした状況においては感染症にり患しやすい。人間は寝たきりになると、たんが出しにくくなったり、尿がずっと膀胱内に滞留して排出しきれない状態が続いて弱っていくので、そういったことを踏まえて被災者の死亡に対するじん肺症の影響を死亡診断書に記載した。」との旨の意見を述べている。

- (3) 当審査会において、これらの医学的見解を精査したところ、G医師の上記意見もじん肺による死亡を直接に認めたものではなく、あくまで「影響を及ぼした」との判断にとどまるものであり、D医師、E医師及びF医師が、被災者の敗血症による死亡の原因は尿路感染によるものであり、じん肺及びその合併症としての続発性気管支炎が相対的に有力な原因となったものとは判断し得ないとの意見で一致しており、当審査会としても、被災者の死亡が業務上の事由によるものと認めることはできないものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。